

## 後期高齢者医療広域連合モデル規約 ( 変更後 )

モデル規約	備考
<p>( 広域連合の名称 )            第 1 条 この広域連合は、 県後期高齢者医療            広域連合(以下「広域連合」という。)という。</p> <p>( 広域連合を組織する地方公共団体 )            第 2 条 広域連合は、 県内の全市町村 ( 以下            「関係市町村」という。)をもって組織する。</p> <p>( 広域連合の区域 )            第 3 条 広域連合の区域は、 県の区域とする。</p> <p>( 広域連合の処理する事務 )            第 4 条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関す            る法律 ( 昭和 57 年法律第 80 号。以下「高齢者            医療確保法」という。)に規定する後期高齢者            医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理            する。ただし、各号の事務のうち、別表第 1 に            定める事務については関係市町村において行            う。            (1) 被保険者の資格の管理に関する事務            (2) 医療給付に関する事務            (3) 保険料の賦課に関する事務            (4) 保健事業に関する事務            (5) その他後期高齢者医療制度の施行に関            する事務</p> <p>( 広域連合の作成する広域計画の項目 )            第 5 条 広域連合が作成する広域計画(地方自治            法(昭和 22 年法律第 67 号)第 284 条第 3 項の広            域計画をいう。以下同じ。)には、次の項目につ            いて記載するものとする。            (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広            域連合及び関係市町村が行う事務に関するこ            と。            (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。</p> <p>( 広域連合の事務所 )            第 6 条 広域連合の事務所は、 市内に置く。</p>	<p>高齢者の医療の確保に関す            る法律            ( 広域連合の設立 )            第 4 8 条 市町村は、後期高            齢者医療の事務(保険料の            徴収の事務及び被保険者            の便益の増進に寄与する            ものとして政令で定める            事務を除く。)を処理する            ため、都道府県の区域ごと            に当該区域内のすべての            市町村が加入する広域連            合(以下「後期高齢者医療            広域連合」という。)を設            けるものとする。</p>

(広域連合の議会の組織)

第7条 広域連合の議会の議員(以下「広域連合議員」という。)の定数は、 人とする。

【例1】

2 広域連合議員は、関係市町村の長又は副市町村長により組織する。

【例2】

2 広域連合議員は、関係市町村の議会の議員により組織する。

【例3】

2 広域連合議員は、関係市町村の議会において、関係市町村の長及び議員のうちから、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数をもって組織する。

- (1) 市町村長 人
- (2) 市町村議会議員 人

(広域連合議員の選挙の方法)

【例1】

第8条 広域連合議員の選挙に当たっては、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者の推薦のあった者を候補者とする。

- (1) 前条第2項第1号に掲げる者 すべての市長もしくは町村長をもって組織する団体又は関係市町村の長の総数の 分の1以上の者
  - (2) 前条第2項第2号に掲げる者 すべての市議会もしくは町村議会の議長をもって組織する団体又は関係市町村の議員の定数の総数の 分の1以上の者
- 2 広域連合議員は、前項に規定する推薦があった者のうちから、各市町村議会において選挙するものとする。
- 3 各市町村議会における選挙については、地方自治法第118条第1項(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第95条の規定を準用する部分を除く。)の例による。
- 4 広域連合議員の当選人は、市町村議会の選挙における得票総数の多い者から順次その選挙における定数に達するまでの者とする。

議会の議員定数については、地方自治法第291条により規約に委ねられている。

広域連合議員の組織及び定数については、構成団体の長又は副市町村長のみ、構成団体の議会の議員のみ、 と の両方、のそれぞれのパターンが考えられる。

広域連合議員の選任は、規約で定めるところにより、広域連合の選挙人の投票による選挙(直接選挙)又は構成団体における選挙(間接選挙)によらなければならない(地方自治法第291条の5第1項)。

このモデル規約では、例として、第7条第2項の【例3】(広域連合議員を構成団体の長及び議会議員の両方で組織)の場合で、かつ、間接選挙による方法について示している。

【例1】

推薦を受けた候補者が、すべての関係地方公共団体の議会において選挙し、それぞれの選挙における得票数を累積したものにより当選人を決定する方法である。

【例 2】

第 8 条 広域連合議員は、関係市町村の議会の議員及び長のうちから、各関係市町村の議会において 人を選出する。

- 2 関係市町村の議会における選挙については、地方自治法第 118 条第 1 項の例による。

(広域連合議員の任期)

第 9 条 広域連合議員の任期は、当該関係市町村の議会の議員又は長としての任期による。

- 2 広域連合議員が関係市町村の長又は議員でなくなったときは、同時にその職を失う。
- 3 広域連合の議会の解散があったとき、又は広域連合議員に欠員が生じたときは、第 8 条の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。

(広域連合の議会の議長及び副議長)

第 10 条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長 1 人を選挙しなければならない。

- 2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

(広域連合の執行機関の組織)

第 11 条 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長を置く。

- 2 広域連合に会計管理者を置く。
- 3 広域連合長及び副広域連合長は、広域連合議員と兼ねることができない。

(広域連合の執行機関の選任の方法)

第 12 条 広域連合長は、関係市町村の長のうちから、関係市町村の長が投票によりこれを選挙する。

- 2 第 1 項の選挙は、第 15 条の選挙管理委員会が定める場所において行うものとする。
- 3 広域連合長が欠けたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。
- 4 副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任する。
- 5 会計管理者は、広域連合長の補助機関である職員のうちから、広域連合長が命ずる。

【例 2】

広域連合の議会の議員数を、広域連合を組織する地方公共団体の議会ごとに割り振り、当該議会において議員が投票により選挙する方法である。

広域連合議員の任期については、地方自治法第 291 条の 4 により、規約に委ねられている。

広域連合長の選任については、地方自治法第 291 条の 5 により、広域連合の選挙人の直接投票(直接選挙)又は構成団体の長による選挙(間接選挙)に限られている。

このモデル規約では、例として、間接選挙による方法を示している。

改正後の地方自治法第 168 条の規定に基づくものである。また、同法第 291 条の 4 第 4 項の規定により、関係市町村の会計管理者が兼職す

(広域連合の執行機関の任期)

第 13 条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、4 年とする。ただし、関係市町村の任期の定めのある職を兼ねる者にあつては、当該任期による。

(補助職員)

第 14 条 第 11 条に定める者のほか、広域連合に必要な職員を置く。

(選挙管理委員会)

第 15 条 広域連合に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4 人の選挙管理委員をもってこれを組織する。

3 選挙管理委員は、関係市町村の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。

4 選挙管理委員の任期は、4 年とする。

(監査委員)

第 16 条 広域連合に監査委員 2 人を置く。

2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(次項において「識見を有する者」という。)及び広域連合議員のうちから、それぞれ 1 人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては 4 年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(広域連合の経費の支弁の方法)

第 17 条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 関係市町村の負担金
- (2) 事業収入
- (3) 国及び(都道府)県の支出金
- (4) その他

2 前項第 1 号に規定する関係市町村の負担金の額は、別表第 2 により、広域連合の予算において定めるものとする。

ることも可能である。

選挙管理委員会は、広域連合において必置機関であるが、その選任方法等については規約に委ねられている。(地方自治法第 291 条の 4)

地方自治法施行令第 212 条の 4 により監査を行う機関は必置と解される。

(補則)

第 18 条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成 年 月 日から施行する。ただし、第 11 条第 2 項及び第 12 条第 5 項の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 20 年 3 月 31 日までの間は、第 4 条に規定する事務の準備行為を行うものとする。

3 広域連合設立後初めて行う広域連合長の選挙においては、第 12 条第 2 項の規定にかかわらず、  
にて行うものとする。

4 平成 19 年 3 月 31 日までの間においては、「副市町村長」とあるのは「助役」と、「職員」とあるのは「吏員その他の職員」とそれぞれ読み替えるものとする。

別表第 1 (第 4 条関係)

被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付

被保険者証及び資格証明書の引渡し

選挙管理委員は議会において選挙によって選出されるため、初めての広域連合長選挙の場所について、定めたものである。

また、広域連合の設立後の広域連合長及び広域連合議員の選挙の実施期日については、間接選挙の場合、公職選挙法第 33 条第 3 項(設置の日から 50 日以内)の適用はない。

広域連合設立時には、第 7 条【例 1】第 2 項において「助役」、第 14 条において「吏員その他の職員」と規定する規約を議決し、これと同時に、「助役」を「副市町村長」とし、「吏員その他の職員」を「職員」とする規約の変更について、市町村長の専決処分(地方自治法第 180 条)を得ることも考えられる。

被保険者証及び資格証明書の返還の受付

医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し

保険料に関する申請の受付

上記事務に付随する事務

一部負担金の減免申請、給付事由が第三者の行為によって生じたものである場合の被保険者からの届出の受付についても、これに含まれる。

別表第 2 (第 17 条関係)

共通経費

負担割合

均等割 %

高齢者人口割 %

人口割 %

共通経費については、例えば均等割について小規模な市町村に過大な負担にならないようにするなど、地域の実情に応じて定める必要がある。

医療給付に要する経費

高齢者医療確保法第 9 8 条に定める市町村の一般会計において負担すべき額

保険料その他の納付金

高齢者医療確保法第 1 0 5 条に定める市町村が納付すべき額

市町村が徴収した保険料等の実額及び低所得者等の保険料軽減額相当額

備考

高齢者人口割については、前年度の 3 月 31 日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく満 75 歳以上の人口による。